

三鷹市災害廃棄物処理計画 概要版

■ 計画の目的

本計画は、大規模地震や近年多発・激甚化している集中豪雨等の自然災害によって発生する、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することにより、市民の生活環境の保全と公衆衛生の確保、早期の復旧、復興の実現を図ることを目的とします。

■ 対象とする災害

本計画は、地域防災計画で対策上想定すべき自然災害（地震災害、風水害、土砂災害、火山災害等）を対象とします。

なお、災害廃棄物の発生量については、災害廃棄物対策指針（環境省）で計算方法が示されている、地震災害及び風水害について推計します。

対象災害		建物被害			
		全壊	半壊	床下浸水	火災
地震	都心南部直下地震	538	2,398	-	901
	多摩東部直下地震	793	2,580	-	1,484
	大正関東地震	118	1,138	-	425
	立川断層帯地震	57	641	-	344
風水害	野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域	32	4,854	19,204	-
	神田川流域	2	233	737	-
	城南地区河川流域	23	3,930	3,903	-

出典：首都直下地震等による東京の被害想定 報告書（東京都防災会議 令和4年5月）

被害数は、建物被害が最も多くなる、冬・夕方、風速8m/sの条件で抜粋した。

火災については、焼失棟数のうち倒壊建物を含まない被害棟数とした。

出典：三鷹市浸水ハザードマップ（令和4年12月）の基となる、各流域の浸水予想区域図から算出

建物被害数は、浸水予想区域図から算出した（全壊：浸水深2.3m以上、半壊：浸水深0.5m以上2.3m未満、床下浸水：0.5m未満）。

■ 対象とする災害廃棄物など

災害時には、家庭からの生活ごみに加え、下表に示すような避難所ごみやし尿、災害廃棄物が発生します。本計画で対象とする廃棄物は以下のとおりです。

廃棄物の種類	概 要
災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、道路啓開や救助搜索活動、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）に伴い排出される廃棄物がある。
避難所ごみ	避難施設等で排出される生活ごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。携帯トイレ・簡易トイレの排出も見込まれる。
生活ごみ	家庭生活の一環で出たごみ。断水等による携帯トイレ・簡易トイレの排出が見込まれる。
し尿	仮設トイレからの汲み取りし尿

■ 災害廃棄物発生量推計

対象とする災害における建物被害を基に災害廃棄物発生量を推計すると、地震災害で最大約324,000 t、水害で約100,000 tの災害廃棄物が発生する推計結果となりました。

発災後は、航空写真等の建物情報と現地確認等の実被害範囲との重ね合わせ等により被害棟数を推計し、被害認定調査により徐々に精度が高くなる建物被害情報等により推計値を見直していきます。

対象災害		災害廃棄物発生量（t）	片付けごみ発生量（t）
地震	都心南部直下地震	229,751	7,345
	多摩東部直下地震	324,148	8,438
	大正関東地震	89,456	3,145
	立川断層帯地震	58,928	1,750
風水害	野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域	100,394	40,956
	神田川流域	900	500
	城南地区河川流域	6,123	3,288

■ 災害廃棄物処理の基本方針

災害が発生した場合は、以下に示す基本方針に基づき、その災害の規模や特徴等を踏まえ、処理を進めていきます。

衛生的な処理	迅速な対応・処理	環境に配慮した処理
生活環境の保全及び公衆衛生を確保するため、腐敗、悪臭、害虫の発生防止や感染症対策等を考慮し、生活ごみやし尿を最優先としながら適正な処理を行う。	早期の復旧・復興を図るため、刻々と変化する状況に対応しながら、円滑かつ迅速な処理を行う。	災害時においても、十分に環境に配慮し災害廃棄物の適正処理を推進する。特に不法投棄や野焼きの防止、アスベストの飛散防止、有害物質の流出等、十分に配慮して行う。

作業上の安全の確保	リサイクルの推進	経済性に配慮した処理	市民やボランティアとの協力
災害廃棄物の取扱いや仮置場での搬入・搬出作業において、市民や処理従事者、ボランティア等の支援者の安全の確保を徹底する。	災害廃棄物の分別・選別を徹底し、再資源化に努める。	最小の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択し、経費削減に努める。	災害時の生活ごみ・し尿、不燃ごみ等の排出・分別ルールを分かりやすく広報し、混乱を防ぐとともに、市民やボランティアと協力して分別を徹底する。

■ 災害廃棄物処理の実施主体

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられるものであり、市が包括的な処理責任を負っているため、災害廃棄物の収集・運搬、仮置場の設置・運営を行います。

本市は、構成市と一部事務組合を構成しており、発災時においても一部事務組合と連携を図りながら処理を行います。また、市内で発生した廃棄物を単独で処理しきれない場合等は、必要に応じて民間の処理施設の活用や国、都、他区市町村などの支援・連携による広域での処理を検討します。

主体	主な役割
市	災害廃棄物の収集・運搬、仮置場の設置・運営
一部事務組合	家庭ごみの性状と同様の片付けごみや、市と受入条件の取決めをした災害廃棄物を処理
東京都	災害の被害状況や対応状況等を踏まえた市への技術的支援や各種調整
国	都道府県間における連絡調整や災害廃棄物対策の支援、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste - Net）による専門家チームの派遣
市民	廃棄物の排出段階での分別の徹底

■ 処理のタイムライン

発災後の各フェーズ区分と取り組むべき事項は以下のとおりです。実際に災害が発生した際には、被災状況によって処理期間を再検討します。

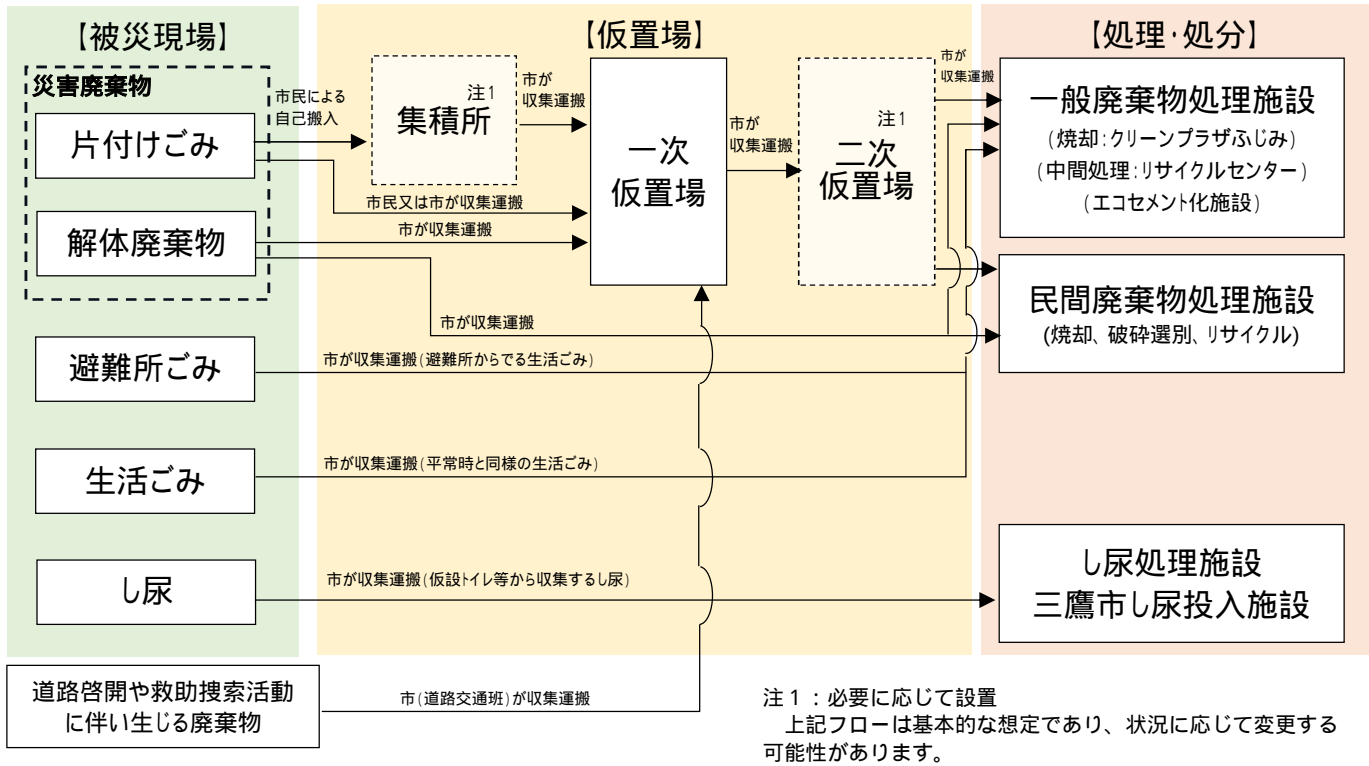
項目	初動期			応急対策期	災害復旧・復興期
	発災直後	～ 3 日	～ 1 か月	～ 3 か月	～ 最大 3 年
組織体制	災害廃棄物処理実行体制の整備		実行体制の継続・支援要請の継続		
情報収集	災害廃棄物の発生状況確認		発生状況確認の継続	発生状況確認の継続	
	適宜関係者への情報共有		情報共有の継続		
計画作成			発生量等の推計		
			実行計画の作成		実行計画の見直し
仮置場	仮置場の選定・調整・確保		仮置場の設置・運営		
		仮置場監理人員や資機材の確保		仮置場の閉鎖・復旧	
収集・運搬	委託業者の被災状況等確認		収集運搬委託業者への指示	収集運搬委託業者への指示の継続	
		収集運搬の実施			
処理・処分	処理施設の状況確認		処理の可否を判断		
		必要に応じて支援要請		支援要請の継続	
広報	災害時のごみの出し方について周知		災害時のごみの出し方について周知を継続		
				仮置場の閉鎖について周知	
生活ごみ	平常時と同様の収集運搬・処理の可否を判断			必要に応じて支援要請	
避難所ごみ し尿処理	避難所ごみの収集運搬体制の整備		避難所ごみの収集運搬・処理の実施		
	仮設トイレのし尿収集運搬体制の整備		仮設トイレのし尿収集運搬・処理の実施		

■ 仮置場

種 別	定 義
一次仮置場	・ 道路啓開や救助搜索活動、住居等の片付け、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等により発生した災害廃棄物を被災現場から一時的に集積、保管する場所
	・ 運搬手段がない市民等が一時的に片付けごみを排出するために、地域ごとに臨時で設置する小規模な保管場所 ・ 被災地域近くの公園等を利用し、必要に応じて設置
二次仮置場	・ 一次仮置場からの災害廃棄物を集積し、中間処理（破砕・選別等）を行い、処理後の災害廃棄物を一時的に集積、保管する場所 ・ 一次仮置場での分別が不十分である場合等に、必要に応じて設置

■ 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物処理の基本的な流れは次のとおりです。発生した災害廃棄物は仮置場に搬入し分別や破砕等を行った後、できる限りリサイクルに努め焼却処理及び処分を行います。



■ 生活ごみ・避難所ごみ

避難所ごみを含む生活ごみは、原則として平常時の体制により収集運搬及び処理を行うこととし、仮置場には搬入しません。収集運搬にあたっては通常の収集運搬・処理が可能かどうか判断し、住民の生活環境の影響やその他の状況を総合的に勘案して収集運搬ルート及び収集頻度を検討します。

■ 災害廃棄物処理実行計画の策定・見直し

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるため、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも災害廃棄物処理実行計画を策定する必要があります。その後、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。